●車いすのお客様への対応のポイントと留意点

(事前準備)

- ■ロビーで待ってもらう間の場所(スペース)を事前に確保 しておく(シミュレーションして確認)
- ■店内だけではなく店舗周辺にも目を配り、障がい物をあら かじめ撤去する
- ■低い記帳台を設置している場合でも、その高さは適切かど
- ■車いすに座ったまま膝の上でも書類に記入ができるボード を準備しておく

〈コミュニケーション時〉

- ■少しかがむなどして車いすの方の目線に合わせて話をする
- ■雷動車いすの場合、お客様の数歩前を誘導する先導案内が
- ■必要に応じて、お客様が望むサポート方法を確認する
- ■介助担当を引き継ぐ場合、引継者にお客様の状況を丁寧に 伝え、不安感を与えない対応をする
- ■お客様の手が届く位置までカルトンを差し出す
- ■動作に時間がかかっても、温かく見守り尊厳をそこなわな い対応をする
- ■上半身も不自由で自筆が困難な場合、代筆規定に沿って対 応する





疲れてしまう

●自走式の車いすでは、

一定以上

傾斜が長く続くスロープでは腕が

スロープは登りきれない

自走式の車いすで、

なだらか

●自走式の車いすでは、

急勾配

が非常に困難 ●手動の扉は、

ればいけないケースがあり、 ●ATMは横向きで操作をしなけ

19

Ā M

て書きにくい体勢になる

が必要 が困難な人もいる。 ●脊椎の損傷で血圧や体温の調整 ●狭い通路はそもそも通れなか 空調にも配慮

たり、足先がひっかかったり

たり、

ないことが多い とても気を使う る。そのため、 ●低い記帳台があっても1台しか 本人が周りの人に

●低い記帳台でもひざがぶつか

1人では押し引き

うに、行職員の目配りが行き届き 様が困っている状況に気づけるよ 限ったことではありませんが、 車いすを利用しているお客様に 「客動線」にすることが大 来店後早い段階でお客

えて、 「必要なときに声をかけたくて 多くの車いすユーザ 次のようなことを言 · が 口 を揃 11

が制限される

【ロビー】

舗では、エレベータがないと行動

。複数のフロアで構成される店

の高さの段差や階段は上がれな

そのため、 声をかけても気づいてくれな 声をかけられる行職員がおら たまたま居合わせた

周りのお客様にサポー 対の原則を営業店で共有すること お客様を見つけたら、 いサポート方法を列挙します。 に対応しましょう。 かに聞き取ったうえで、 したり、諦めてしまったりするケ ースもあるようです。 行職員は、困っている車いすの 用件を済ますのに時間を要 図表に望まし 用件を速や トを依頼し 臨機応変

応対の原則を営業店で共有

このようにサポートしよう ここでは、来店時にどのようなサポートが必要と なるのか、お客様の状態別に解説します。 田中 啓一

こんなお客様が来店したら

ておきましょう。 困難です。半身に麻痺がある場合 形がある場合は、伝票への記入が なこともあります。様々な状態の は、言語障がいや意思伝達が困難 例えば手にも麻痺や震え、変 歩行に不自由があるだけでな いるということを想定し

また、車いすの種類によって対

歩行が困難になった方もいます。 能に関連する器官が損傷を受け って体力や身体状況は異なりま 原因や時期はそれぞれで、 の事故等による脊椎損傷で運動機 行性筋ジストロフィーの方、 して歩行が困難な方もいれば、 車いすを利用するようになった 脳性麻痺など生まれながらに 不慮

種類。自操用が一般的で、 の1人乗りバッテリーカー)を利 クータータイプの三輪または四輪 タイプも様々です。 操作します。体型に合わせて形 きく分けて、 高齢者の場合、 シニアカー

接客を忘れてはいけません。

にならず、普段どおりの笑顔での

すぎる聞き方や、

押し付けがまし トであると思わ

一方的なサポ

車いすを利用している人を観察し

ないように、普段から意識的に

解しておくことが大切です。 いすを利用しているとい るお客様の身体的特徴を理 車いすのお客様 車いすを利用してい って

ま

ずは、

(1)

で来店した

必要があります。 が自分で操作して動かすタイプで 自走式…下半身のみ不自由

な人

人で営業店に来ると、

様々な困

以下のポイント

たときには、タイミングを逃さな

でしょうか?」「お手伝いしまし

いように、「お客様、

何かお困り

ょうか?」と声をかけましょう。

ただし声かけの際には意識過剰

を頭に入れておき、 難に遭遇します。

実際に来店し

がジョイスティックやハンドルを 積んでいて、 タイプです。 電動車いす…重いバッテリ 介助式…他の人に押してもら 電気で動きます。 自操用と介助用の2 利用者

用して1人で店舗に来るケ

それぞれの特徴も知ってお

課されないので、

利用者が増えて

スロープがあっても…

車いすを利用しているお客様が

作でき、福祉用具として消費税は

歩行者扱いですので、 必要ありません。レバ 本の道路交通法上、 あります。 く歩道を通行します。 参考までに、 シニアカーは、 車両ではなく 運転免許は 車道ではな - 1 つで操

/\`」 クビジネス 2015年2月15日号